

## 賃貸借及び保守に関する契約書

国立研究開発法人理化学研究所(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。) (以下「丙」という。)は、三者間において下記のとおり、賃貸借及び保守に関する契約を締結する。

## (総則)

第1条 乙は、第2号以下の条件により、丙をして丙所有の第1号記載の装置(以下「装置」という。)の甲に対する賃貸借を行い、また、装置が正常に動作し、甲が装置を完全に使用できるよう、乙の負担において調整、修理または部品の交換等の仕様書に定める保守を行うものとする。甲はその対価として賃貸借料及び保守料を乙【丙/乙又は丙】に支払うものとする。乙は、丙がこの契約を履行しない場合には、責任をもって履行するものとする。

- (1) 名称・数量 1式  
(別紙仕様書及び見積書による。)
- (2) 契約金額 月額¥ (消費税及び地方消費税の額¥ (を含む。))  
うち賃貸借料 ¥ (消費税及び地方消費税の額¥ (を含む。))  
うち保守料 ¥ (消費税及び地方消費税の額¥ (を含む。))
- (3) 契約期間 年 月 日～ 年 月 日
- (4) 据付場所 国立研究開発法人理化学研究所  
(詳細は甲の指示による。)
- (5) 契約保証金 免除
- (6) その他 詳細は別紙仕様書による。

## (搬入、据付及び調整)

第2条 乙は、契約期間の最初の日より甲が使用できる状態に装置の据付、調整を行い甲の検査合格をもって、甲への引渡しを完了し、乙の責任において、丙をして甲に対し装置を賃貸させるものとする。

- 2 装置の搬入、据付及び調整に要する費用は、乙が負担するものとする。
- 3 乙は、装置その他を据付場所に搬入しようとするときは、あらかじめ、搬入予定〔据付工事(調整試験試運転等を含む。以下同じ。)を要するものについては据付工事を含む。〕を甲に通知してその承認を得るものとし、搬入を完了したとき(据付工事を要するものについては当該工事を完了したとき)は、遅滞なく納品書及びその他必要な書類を添えて甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、甲が装置を支障なく別紙仕様書で求める使用ができるよう保守の責に任ずる。ただし、甲の故意若しくは過失によって、装置に修理又は調整の必要が生じた場合の修理又は調整に要する費用は、別途甲が負担するものとする。
- 5 装置の据付、調整及び保守に要する電力等は、甲が負担するものとする。

## (補給品)

第3条 甲が装置を使用するにあたり必要とする補給品は、乙の装置の規格に合致したものを甲の負担において購入し、使用するものとする。

## (用法遵守義務・修繕義務)

- 第4条 甲は、装置を、あらかじめ書面によって乙が申出た条件にしたがって、使用するものとする。
- 2 甲が前項の条件にしたがって使用したにも関わらず、装置が正常に使用できない状態となった場合は、正常に使用できるようにするための調整、費用は乙【丙/乙又は丙】が負担するものとする。
- 3 丙は、甲の責に帰すことのできない事由により装置が減損又は毀損した場合、甲に対して損害賠償請求を行わないものとする。

## (装置の構成変更、改造又は追加)

- 第5条 装置の構成変更、改造又は追加については、甲は、あらかじめ書面によって乙及び丙の承諾を得るものとする。この場合、装置の構成変更、改造又は追加に要する費用は甲の負担とし、乙又は乙が認める者がこれを行うものとする。
- 2 乙及び丙は、前項の構成変更、改造又は追加が装置の機能に支障を与えるときは、甲の申出を拒否することができる。
- 3 装置の構成変更、改造又は追加によって契約内容を改訂する必要がある場合は、変更契約を締結するものとする。変更契約により契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙及び丙が協議のうえこれを定めるものとする。

## (装置の移転)

第6条 装置を据付場所から移転する必要があるときは、甲は、あらかじめ書面によって乙及び丙の承諾を得るものとする。この場合、装置の移転に要する費用は甲の負担とし、乙又は乙が認める者がこれを行うものとする。

## (装置の返還)

- 第7条 本契約が契約期間の満了又は第17条に定める契約の解除により終了した場合には、甲は、直ちに全ての装置の使用を終了し、次項ないし第4項に定めるところにより丙に返還しなければならない。
- 2 装置の返還に要する費用は、乙が負担するものとする。
- 3 返還時に装置が破損又はその他の理由により原状に変更がある場合には、通常の損耗及び第5条で定める装置の構成変更、改造若しくは追加又は甲の責めに帰することができない事由によるものを除いて、甲は、原状に復すか、それによる損害を賠償するものとする。
- 4 装置の返還にあたっては、甲の立会いのうえ、乙又は乙が認める者が装置の撤去、搬出を行う。ただし、甲の立会い

が得られない場合には、乙は、乙の選択する公正な第三者の立会いの下に据付場所に立入り、装置の撤去、搬出を行うことができるものとする。装置の撤去、搬出が完了した時点をもって、甲は装置の返還を完了したものとする。

#### (履行遅滞)

第8条 乙又は丙がこの契約の履行を遅滞したときは、その事情により、甲は乙又は丙より契約期間全体の支払総金額につき、遅滞日数に応じ年3パーセントの割合で計算した額を遅滞金として徴収することができる。ただし、当事者双方の責めに帰することができない事由(天災その他不可抗力を含む。以下同じ。)による場合は、この限りではない。

#### (賃貸借料及び保守料)

第9条 賃貸借料及び保守料は、第1条3号に定める契約期間の最初の日から起算し、契約期間の満了又は第17条に定める契約の解除の日までを賃貸借・保守期間として暦月毎に計算する。

2 賃貸借期間に1ヶ月未満の端数が生じたときは、当該月の賃貸日数を当該月の暦日数で除して計算するものとし、金額に円未満の端数が生じたときは、円未満は切り捨てるものとする。

3 甲が全ての装置の使用を終了した後(第7条第2項ないし第4項により装置の返還が完了するまでの期間を含む。)については、賃貸借料及び保守料は発生しないものとする。

#### (賃貸借料及び保守料の支払い等)

第10条 乙【/丙】は、1暦月経過毎に書面により、前条の規定に従い甲に賃貸借料及び保守料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、乙【/丙】から適法な支払い請求を受けたときは、翌月末までに請求者の指定する預金又は貯金の口座に振り込む方法により支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

3 甲が前二項に基づき乙【/丙】に支払いを行ったときに、当該支払い請求にかかる乙及び丙に対する債務はいずれも消滅するものとする。

#### 【(注) 乙と丙に別々に支払う場合】

#### (賃貸借料及び保守料の支払い等)

第10条 乙及び丙は、1暦月経過毎に書面により、前条の規定に従い甲に対し、乙は賃貸借料、丙は保守料の支払いを、それぞれ請求するものとする。

2 甲は、乙又は丙から適法な支払い請求を受けたときは、翌月末までに請求者の指定する預金又は貯金の口座に振り込む方法により支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

#### (遅滞利息)

第11条 甲は、前条第2項の期間内に支払いを終えなかったときは、当該期間の翌日から起算して、支払いをする日までの日数に応じ、当該未払い金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号)で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、当事者双方の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

#### (装置に対する付保)

第12条 装置に対する動産総合保険については、丙【/乙】が付保するものとする。その保険料は丙【/丙】が負担するものとし、保険者から甲に求訴が及ばないこととする。

#### (契約不適合責任)

第13条 装置が据付場所に搬入された後、第7条により返還されるまでの間、第2条第4項に定める保守等の作業については当該作業の日から1年間にこの契約書及び仕様書に定める事項への不適合(以下、「契約不適合」という。)が発見されたときは、甲は乙又は丙に対し、本件目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、乙又は丙は甲の事前の同意を得た方法によって履行の追完をするものとする。

2 前項に規定する履行の追完の代わりに、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、乙又は丙に対し、前二項の請求をすることができない。

4 前三項の規定は、第17条による損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げるものではない。

5 種類又は品質に関する契約不適合について、検査合格日後1ヶ年以内に甲がその不適合を知った場合であって、知ってから1年以内に乙又は丙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

6 前項の規定は、仕事の目的物を甲に引き渡した時(その引渡しを要しない場合にあっては、仕事が完了した時)において、乙又は丙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

7 甲は別紙仕様書による保証とは別に、乙又は丙に対して前六項の契約不適合責任を追及することができる。

#### (損害賠償)

第14条 装置が据付場所に搬入された後、第7条により返還されるまでの間、甲の故意若しくは過失によって装置に毀損又は滅失が生じた場合は、丙【/乙】は甲に対し損害賠償金を請求できるものとする。

2 前項の損害賠償金は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。この場合、第12条の動産総合保険の保険金で補填される額は、損害賠償金から控除するものとする。

3 甲は、乙又は丙がその故意又は過失によって甲に損害を与えた場合、その損害の賠償を請求することができるものとする。

#### (履行の委任、債権譲渡の禁止)

第15条 乙又は丙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約の履行を第三者に委託し、又はこの契約により生ずる

債権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号に掲げる者に対して譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- (1) 信用保証協会
- (2) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関
- (3) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社
- (4) 信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第16条 乙又は丙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約期間全体の支払総金額の100分の10に相当する額を違約金として、甲が指定する期日までに支払わなければならない。乙及び丙の両者が次の各号のいずれかに該当するときは、乙及び丙は、それぞれ前記違約金を支払わなければならない。

- (1) 乙又は丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙又は丙が構成員である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は丙が構成員である事業者団体に対して、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙又は丙が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙又は丙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は丙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (3) 乙又は丙（乙又は丙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙又は丙はこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約総額の100分の10に相当する額のほか、契約総額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。乙及び丙の両者が次の各号のいずれかに該当するときは、乙及び丙は、それぞれ前記違約金を支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は丙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙又は丙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙又は丙は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙又は丙は、この契約に関して、第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（契約の解除）

第17条 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙又は丙の都合により解除を申し出たとき又は正当な理由なくこの契約の解除を申し出たとき。
  - (2) 乙又は丙が、この契約の全部若しくは一部を履行しないとき。
  - (3) 前二号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (4) 乙又は丙が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等（乙又は丙が個人である場合にはその者を、乙又は丙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
    - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙又は丙より、契約違約金として残存契約期間全体の支払総額の100分の10に相当する金額を徴収することができる。また、乙及び丙の両者が前項の規定のいずれかに該当するときは、乙及び丙は、それぞれ前記違約金を支払わなければならない。ただし、当事者双方の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することは妨げない。
- 4 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

（予期できない事態の発生による契約変更又は解除）

第18条 甲、乙又は丙は、天災、大規模騒乱、感染症の流行（政府又は地方自治体若しくはこれに準じる政治的部門・部署・機関により事業活動縮減の要請がされた場合を含む。）その他この契約の締結時に合理的に予期することができ

ない事態が発生したことにより、この契約の存続が著しく不適當となった場合には、相手方当事者に対し、契約内容の変更を求めることができる。変更については、甲、乙及び丙が協議して定める。

2 前項の場合において、甲、乙又は丙の協議が調わないときは、甲、乙又は丙は契約を解除することができる。

3 前二項による契約内容の変更又は契約の解除について、甲、乙又は丙は、相手方当事者に対し、損害賠償その他の責任を負わない。

(機密保持)

第19条 乙又は丙は、あらかじめ書面による甲の同意を得た場合を除き、本契約によって知り得た技術上及び業務上その他の一切の情報を第三者に漏洩又は他の目的に利用してはならない。

(紛争の解決方法)

第20条 この契約について紛争を生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえこれを解決するものとする。

(協議事項)

第21条 この契約書に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

上記契約の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙

埼玉県和光市広沢2番1号  
国立研究開発法人理化学研究所  
契約担当役  
契約業務部長 星野 聡

丙